

第3版の発刊にあたって

2020年地方税法改正で事業者等への協力要請（地税法20の11）が追加され、2023年12月には大幅に改正された個人情報保護に関する法律が施行されたことから、第8編第三債務者の財産調査を全面的に書き換えました。

全体を通して、分かりにくかった記述を修正し、また、継続的給付である給料の差押えの効力の及ぶ範囲（滞納税額が上限）につき、筆者に理解不足だったので、記述内容を深めて、塩漬け差押給料の取立て（Q4-5）、給料差押えの最終回取立ての剩余金の配当の可否（Q4-17）を追加し、取立保留されている差押給料の二重差押えによる直接取立て（Q6-3）の記述を改めました。民事執行法による差押給料後、地方税優先による取立ての可否（Q6-9）、相続預金差押後の相続放棄について追加し、給料差押えの承諾の撤回、給料の差押可能額以下の定額差押（Q4-20、Q4-21）について加筆しました。

※

20年近く落ち着いていた消費者物価が、2023年から上昇を始めました。2020年度を100として、2024年7月には、食料は116.4、光熱水道費は119.4にまで上昇しています。2024年8月のコメ5キロの平均価格は、前年度の1.23倍（427円上昇）となっています。

一方、2024年度の給与のベースアップは、大手企業でも5%程度です。物価上昇に給与の上昇は追いついていません。

日本の生活保護の捕捉率は、世帯収入だけで判断すると15%、これらから最低生活費1か月分以上の貯蓄がある世帯を除いても32%です（平成22年4月9日厚生労働省発表「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」）。すなわち生活保護世帯約164万余の3倍から6倍の世帯住民が、生活保護と同等もしくはそれ以下の生活水準で暮らしています。基本消費である食糧費・水道光熱費の物価高騰は、手取月収10万円以下のエンゲル係数が高い低所得者層を直撃します。

第3版の発刊にあたって

そして地方税の滞納者の多くは、この生活保護水準をいくばくか超える資産と収入で暮らしている世帯員でしょう。差押えの事前予告、納付相談もなく、発見した財産を速攻で差押えれば、滞納者を生活保護受給者に追い込むことになりかねません。

預金もしくは給料の差押えに着手する前に、交渉記録の内容・財産調査の結果を充分に検討して、差押えが滞納者の生活にどのような影響を及ぼすのか想定しなければなりません。滞納者に身寄りもなく、行政もしくは民間の援助制度も利用していない場合、預金の全額差押えは、明日の食費も失なわせます。

滞納処分の目的は、単に今ある滞納税を解消するだけに留まってはいけません。滞納処分を契機として、行政と滞納者が伴に生活再建に向けて取り組み、滞納者が担税力を回復して納期内納税者に変容することに滞納処分の目的を定めるべきです。

財産差押え後、速やかに滞納者の生活をフォローアップする体制の整備が必要になっています。

2024年9月

瀧 康暢

第2版の発刊にあたって

相続預金の差押えについて、実務上の進展がみられたので、新たに章を起こし（第9章）、6項目に分け、記述内容を充実させました。

他、徴収担当職員の皆さんとの質問に答え、設例等を追加し（Q4-16、6-3、8-1、8-2、第13章第5の5等）、全体を通して、文章・表記を平易な記述に改めました。また、取立権の性質につき、筆者に理解不足の点があり、関連部分の記載を改めました（第1章第1の5等）。

※

1993年、バブル経済が崩壊以降、日本国民の所得水準は低下の一途をたどり、2008年のリーマンショックがさらに追い打ちをかけました。

現在、男子給与所得者の23%、女子給与所得者の56%が非正規雇用で、その平均年収は男子が230万円、女子が150万円です。2019年以降は、COVID-19（新型コロナウイルス）による景気衰退で、低所得者層は、社会福祉協議会のコロナ特例貸付や民間NGOの食糧支援に頼らざるを得なくなっています。

※

給料差押えはもとより、本書に記載した反対債権（住宅ローン等）のある預金、差押禁止債権が振り込まれる預金口座、破産者の自由財産となる預金の差押えは、時に滞納者の経済生活に痛打を与えます。特に単身婦女子、母子家庭の預金差押えは、「手持ち現金数百円」にまで追い込みかねません。

地方自治体の究極の目的は、住民福祉の増進です。

徴収職員の皆さんのが、一過性の差押えに備えることなく、滞納者に対して優しさと思いやりをもって、丁寧な納付相談を行い、滞納原因を探索し、滞納者の生活再建、担税力の回復を図りながら、滞納を解消するという徴収技法を地道に実践されることを切に願う次第です。

2022年4月

瀧 康暢

はしがき

過去10年間、自治体職員の皆さんとの実務研修は、私にとって得難い経験の場でした。

自治体職員の皆さんには実によく勉強される。半日の研修会でも予め質問を準備し、書面で講師に回答を求め、研修当日には休憩時間でも長蛇の列を作つて質問する。合宿制の市町村アカデミー、JIAM の研修では、2週間土日以外は外出外泊を禁止され、朝9時から5時までの正課に加え、夕食後も夜の8時9時まで、班ごとに分かれて事例検討、演習、討議を行う。そこで得る徴収実務の知識と経験は、単に徴収力の向上だけでなく、同じ正義感と悩みを抱えた仲間が全国に存在することを体感させ、強い自信と大きな安心感をもたらします。

こうした市町村税徴収研修で、常に質問される給料・預金差押えと差押え後の取立訴訟を取りあげたのが本書です。

※

実務で最も苦労する点は、直面する現実の課題をどう処理し解決するのか、一つの具体的な結論を出さなければならぬことです。特に滞納処分の執行では、財産の隠匿、散逸を回避するため、即断即行が求められ、判例の集積や中央省庁の技術的助言を待っている余裕はありません。

悩ましい裁量事項や法令上不明な事項も、独自に判断して徴収事務を果敢に遂行することを、ある程度までは承認せざるを得ません。

※

ただ、ここで忘れてはならないことがあります。

それは他でもありません。滞納処分による差押えといい、差し押された財産の換価・取立てといい、すべては滞納者が生活を再建して、担税力を回復し、将来、納期内納税者となることが諒解されているということです。

生活の原資である給料の差押え、預金全額の差押えは、納税者の経済生活に痛打を与え、時に最低生活の保障さえ危うくします。これら強制力の実施

は、納税者の態度如何によって、真に止むを得ない最後の手段として、執行されなければなりません。

給料・預金の差押えは、一時に滞納を解消できる即効性のある滞納処分です。しかし、生活再建抜きの、一過性の徴収では、納税者は再び滞納します。徴収職員は、納期ごとに差押えを繰り返すことになり、滞納と差押えのループはいつまでも尽きません。滞納者は生活困窮状態に陥ったまま希望を失い、徴収職員は膨大に蓄積した滞納事案の処理で疲弊し、いつかは共倒れします。

この滞納と差押えのループを断ち切るためにには、差押えを契機にして、行政の総合力により、滞納者の生活再建支援に着手し、納税可能な経済環境を整備して、自主納税の意識と習慣を身につけてもらうことです。

※

徴収職員の皆さんには、本書を参考にしながら滞納事案の処理に取り組めば、滞納処分も取立訴訟もさほど困難はないことにすぐに気がつくでしょう。

滞納処分・取立訴訟という鋭く切れる刀を抜いて、差し押された給料・預金を切り取るだけでなく、滞納者に寄り添い、どうして応能負担の税金が払えないのか、何が原因なのか、滞納者の訴えに丁寧に耳を傾け、有する調査権限を用いて解決の糸口を掘まなければなりません。

抜いた刀を納めることは相当の経験と忍耐を要します。しかし、それこそが、住民福祉の増進を基本とする地方公共団体の公務員の使命です。

皆さんが、滞納者の財産を差押えながらも、「同じ地域で伴に肩を寄せ合い暮らす隣人」との意識のもと、抱えている経済問題、家庭問題と一緒に考えながら解決しようとする職員であることを希望してやみません。

なお、共著者板倉の執筆にあたっては、休日等を利用して公務外で行ったものであり、文中意見にわたる部分は個人的見解であることを念のため申し添えます。

2020年8月

瀧 康暢

オンラインによる書式データの提供

1 書式データサイトへのアクセス方法

QR コードを、スマートフォン、タブレット、パソコンで読み込み、インターネットサイトにアクセスしてください。

表示された画面にメールアドレスを入力していただくと、サイト内に入れます。

メールアドレスは、書式の追加・更新著者の研修予定、近時の論点などをお知らせするために利用します。

2 無料書式データの取得方法

書式データは、書式データのボタンをクリックし、書式の一覧画面に移動してください。

本書の書式番号順に書式が並んでいますので、必要な書式を選択して、ダウンロードしてください。

書式は、著作権フリーですので、自由に使用・加工していただいて構いません。ただし、本書に掲載した書式や記載内容は、完全ではなく、改善の余地があります。本書を利用する皆さんが、考え方して、修正して使用してください。

3 問い合わせ等

書式データのダウンロードは、本書と関係したコンテンツではありますが、本書籍が直接提供するサービスではありません。執筆者が独自に提供する独立した無料サービスです。したがいまして、書式の内容、データのダウンロードについての質問等については、お答えしませんので、ご了解ください。

序 本書の構成

第1 請求債権と差押対象債権

本書では、地方税等の租税債権を含む自力執行権のある強制徴収公債権（国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、生活保護費返還金等）の徴収を、①国税徴収法および地方税法による滞納処分、②民事訴訟法による取立訴訟、③民事執行法による強制執行によって行う方法を解説するものです。

滞納処分による差押えの対象財産としては、給与債権と預貯金債権を取りあげています。平準的な給料・預金の差押えにとどまらず、一歩進んだ特殊案件の差押えも取りあげています。

第2 滞納処分による債権差押え

滞納処分による給与債権の差押えは、給与支払者の調査（第2章第2（11頁）、差押後の取立て（第4章第1（24頁））、給与の差押可能金額の計算（第4章第3（33頁））等の各段階で検討すべき事項があります。

特に、差押えが競合した場合（第6章（68頁））や、雇用主が支払いをしない場合の対処方法については、わかりやすく解説する書籍や研修も少なく、本書では深く解説しました。

預金債権は、ベーシックな差押対象財産で、通常業務として頻繁に差押えが行われ、解説書も多数存在します。そこで、通常業務レベルの滞納処分による預金差押手続きは、簡潔に記載しました（第8章（88頁））。しかし、預金債権の差押えも、相続、相殺、差押禁止債権、破産等との関係では、実務に充分耐えうる解説をした文献もないことから、特に取りあげて、深く解説しました（第9章（101頁）、第10章（127頁））。

第3 差押債権取立訴訟・支払督促

第三債務者に対しては、国税徴収法および地方税法の自力執行権および財産調査権を行使できません。そこで、滞納処分による債権差押え後、第三債務者（雇用主・銀行等）が、支払いをしない場合、民事訴訟（取立訴訟・支払督促）によって、差押債権の履行を求めなければなりません。徴収職員も、民事訴訟手続には慣れておらず、債権差押え後の取立訴訟について、解説した書籍は他にないことから本書では詳細に解説しました（第11章（152頁）、第12章（162頁）、第13章（197頁））。

第4 民事執行法による強制執行

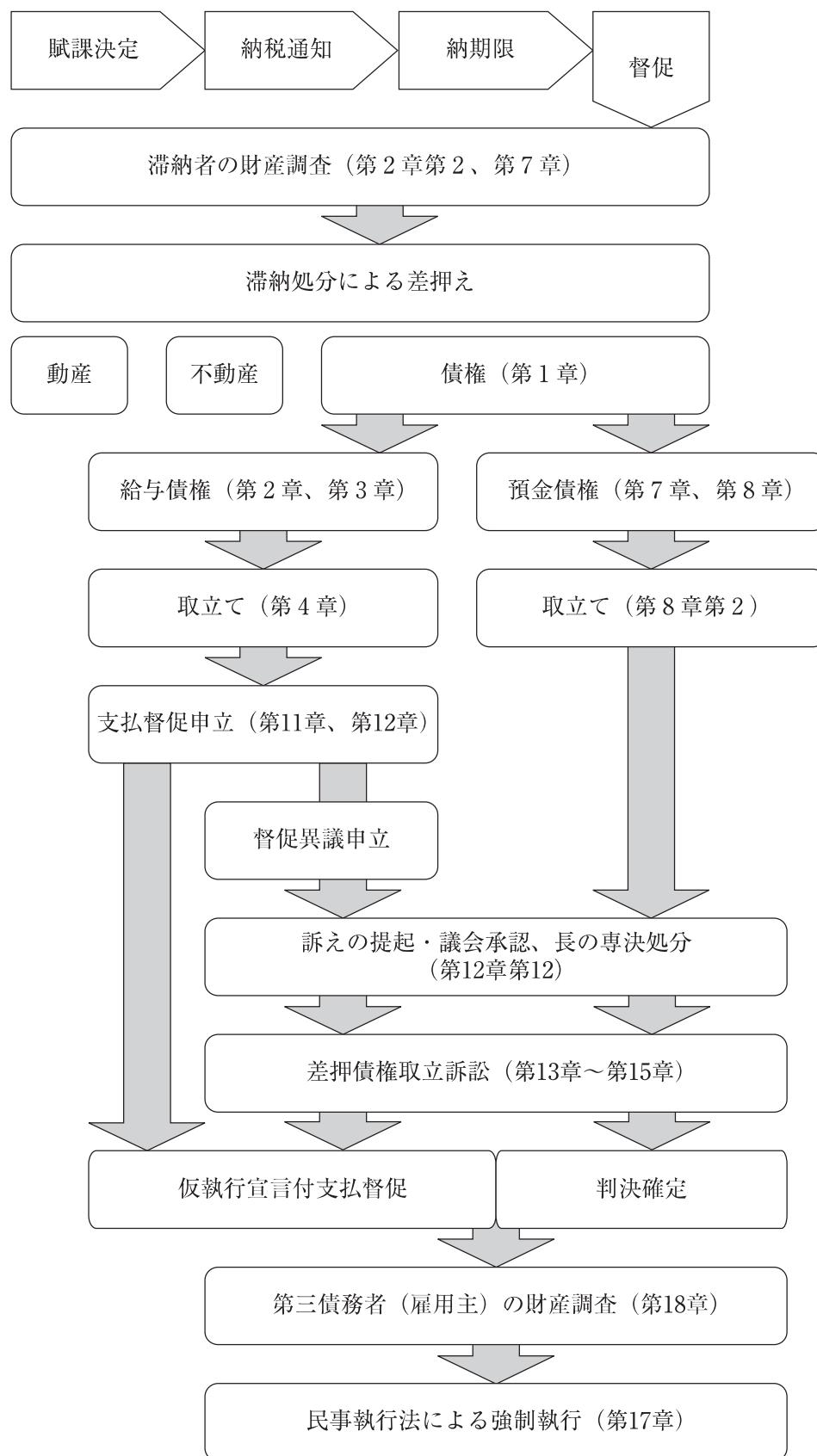
第三債務者が取立訴訟で敗訴しても支払いをしない場合、債権を回収するためには、第三債務者の財産を強制執行により取り立てなければなりません。

自治体申立ての強制執行（債権差押命令申立）であることを前提にして、わかりやすく記載しました（第17章234頁）。

第5 書式

本文中には、裁判所の書式、図表を配置し、自治体（滞納処分庁）が作成する文書は、第9編（274頁）「書式」として、83個の書式を末尾にまとめました。滞納処分による給与・預金債権の差押えとその後の取立訴訟に必要な書式は、ほぼ全部網羅されているはずです。

〔図1〕 租税債権の発生から、差押え、取立訴訟、強制執行



第1編 滞納処分による給料差押え

第1章 債権差押えと給料差押え

第1 債権差押えの共通事項

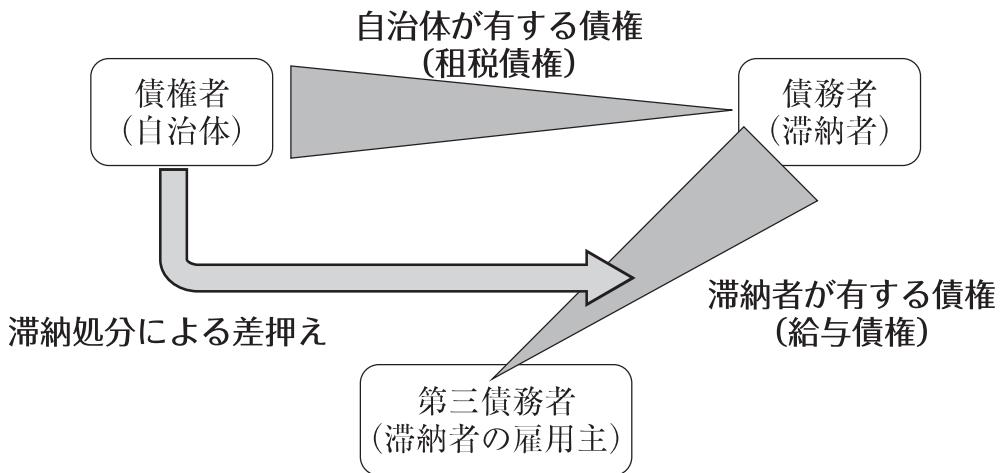
1 債権とは

債権とは、債権者が債務者に対して一定の行為を請求することができる権利をいいます。

たとえば、給与の支払いまたは預金の払戻しなどを求める「金銭債権」、車を購入した際に車の引渡しを求める「引渡請求権」などがあります。

債務者が、債権の内容を任意に履行しない場合は、債権者は、履行の強制を裁判所に請求することができます（民法414①）。

〔図2〕 給与債権差押え関係図



2 債権の差押えとは

差押えとは、国家権力（公権力）により特定の財産について、私人の事実上、法律上の処分を禁ずる行為（処分）をいいます。差押えは、私人の財産を凍結し、その財産を強制換価する第1の段階として行われます。

滞納処分による債権の差押えは、滞納処分庁の権限で滞納者の有する給料・売掛金・預金等の債権の処分（給料・売掛金の受領、預金の払戻等）を禁じる行政処分といえます。債権の差押えにより、債権者（滞納処分庁）は、取立権を取得し、第三債務者（雇用主・銀行等）から、直接、債権の取立てをする（債権の支払いを請求する）ことができるようになります。

3 差押えの対象となる債権

滞納処分の差押えの対象となる債権は、金銭または換価に適する財産の給付を目的とする債権です（微基通62—1）。「給付」とは、「金銭の支払い」や「物の引渡し」などのことです。

そのため、金銭や物の給付を求める行為（例：演奏する）または不作為（例：競業しないこと）を目的とする債権は、差押えの対象となりません。

4 債権差押えの効果

(1) 処分禁止の効力

差押えは、滞納者の財産の処分（売却、弁済金の受領、担保の設定、賃借等）を禁止する効力を有します（処分禁止効）。差押え後に、滞納者が財産の譲渡や抵当権や賃借権などの権利設定等をしても、差押債権者に対抗することができません（微基通47—51）。「対抗することができない」というのは、簡単にいうと、「裁判で主張しても通らない。認めてもらえない」ということです。

この処分禁止効は、その差押え後の財産の処分を絶対的に否定するものではなく、差押債権者との関係において否定されるという相対的な効力にとどまります（「微基通逐条解説」47条関係51解説(2)）。たとえば、差押不動産を滞納者が売却した場合、滞納者とその処分の相手方との当事者間では有効なので、滞納者（売主）は売買代金の請求ができ、買主（処分の相手方）は滞納者に対して不動産の引渡しおよび所有権移転登記の請求ができます。そして、実際に所有権移転の登記もできます。

もっとも、滞納者から不動産を買い受けた買主は、差押債権者に対して、その効力を主張することができないため、公売手続で第三者に売却されると、

【編著者紹介】

瀧 康暢 (担当:序章、Q 3-2、Q 4-1、Q 4-3、Q 4-5、Q 4-6、Q 4-16、Q 4-17、Q 4-18、Q 4-19、Q 4-21、Q 5-1、Q 6-3、Q 6-4、Q 6-5、Q 6-10、Q 6-11、Q 8-1、Q 8-2、第9章から第18章)

[略歴]

弁護士。弁護士法人公園通法律事務所所長 (TEL: 0586-26-6266 URL:
<http://www.park-lo.com/>)

自治体支援弁護士プロジェクトチーム代表 (URL: <http://lg-law.jp/>)

東京都立大学法学部政治学科卒業後、1994年弁護士登録。2010年より市町村アカデミー「使用料等の滞納整理」研修講師、2013年よりJIAMで「市町村税徵収事務」研修講師、2015年より市町村アカデミー「市町村税徵収事務」研修講師を務める。

横須賀市、船橋市、大津市で徵収アドバイザー。2019年より厚生労働省国民健康保険(税) 収納率向上アドバイザー。

[主な著書]

『生活再建型滞納整理の実務』共著(ぎょうせい、2013年)

『過払金返還請求・全論点網羅2017』共著(民事法研究会、2017年)

『Q&A 過払金返還請求の手引〔第5版〕』共著(民事法研究会、2017年)

『自治体債権の滞納処分停止・債権放棄の実務』(ぎょうせい、2018年)

『自治体債権回収のための裁判手続マニュアル』共著(ぎょうせい、2020年)

板倉 太一 (担当:第1章から第8章)

[略歴]

横須賀市税務部納税課・係長。

2005年神奈川県横須賀市入庁。2007年4月に納税課に着任。市税徵収担当を経験後、2008年度から、市全体の未収債権の回収指導、移管された税外債権と市税の一元徵収、債権管理条例の策定、庁内債権管理マニュアルの作成、電話・訪問による納付案内業務の民間委託、ファイナンシャルプランナーによる納税相談業務の委託などに携わる。

2018年度から2022年度まで市町村アカデミー「市町村税徵収事務」研修で講師を務める。

滞納処分による給料・預金差押えと取立訴訟の実務 〔第3版〕

2024年11月8日 第1刷発行

編著者 瀧 康暢 板倉太一
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。
カバーデザイン 民事法研究会

ISBN978-4-86556-648-2